

慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resources

Title	明治憲法史における立憲君主制：福沢諭吉『帝室論』を手がかりに
Sub Title	The role of constitutional monarchy in pre-war Japan with special reference to Yukichi Fukuzawa's "Teishitsuron"
Author	吉馴, 明子(Yoshinare, Akiko)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2009
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.26, (2009.) ,p.175- 194
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20090000-0175

明治憲法史における立憲君主制

——福沢諭吉『帝室論』を手がかりに——

吉 駒 明 子

天皇帝というもう論じ尽くされた感のある問題を、何とか自分なりに論じてみたいと考えるようになって数年が経つ。丸山真男の「超国家主義の論理と心理」は戦時下天皇帝の研究としてその頂点をなすものと考えられるが、若手の研究者の「これが天皇制研究なの」が最初、感想だったと聞いたとき、「天皇制」という言葉の持つ意味が戦後のある時期とは全く異なってきたことを痛感した。考えてみれば、私たち敗戦前後に生を受けた世代にとっては、天皇帝を考えることは戦争責任を考えることとほぼ同義であった。兵隊たちが「天皇帝下万歳」を叫んで死に、遺された者たちもまたそのような伝聞を大切にしていることを知った時、「天皇制」が単に絶対君主制と呼ばれるような「政治制度」としてだけでは理解できないことを知った。天皇が国家の最高権者であるとはどういうことなのか。丸山の「超国家主義」を読んで視界の晴れる思いであった。むしろ、戦後の象徴天皇はもはや主権者・最高の権力者ではない。けれども、現憲法でも天皇は「日本国統合の」

象徴である。まずは、明治憲法下で「国家の機軸」たるべく構想された天皇の特性を明らかにしたい。

明治憲法下の天皇制は、「絶対主義的天皇制」と呼ばれたこともあって、天皇は専制君主のイメージで捉えられがちで、それは全くはずれでもない。しかし、明治憲法では、天皇を「統治権を総覧す」としながらも、立法院としての国会を置き、国会と大臣の権能には限界があるとはいえ、天皇はそれらを全く無視して専制的に統治を行うことは出来なかった。従って、明治憲法体制は立憲君主制と規定することができる。そうであれば、同じ立憲君主制をとるイギリスのそれと比較し、日本の天皇制の特性をより明らかにできるのではないか。たとえばその二つの国の君主が持っていた「神聖、もしくは神性」の特徴と、その世俗化の過程について比較することで、日本の天皇制の「政治制度」以外の特徴を浮かび上がらせることも考えられるであろう。

もっとも、大日本帝国憲法はプロシア型国家をモデルに作られたものであるから、イギリスのそれと比較するのは無意味だという批判があるかもしれない。しかし、明治政府も初めからプロシア型の憲法を作ろうと決めていたわけではない。岩倉遣欧使節団の一員として欧米を視察した後で大久保利通、木戸孝允が提出した意見書では、共にイギリスの立憲体制を的確に理解し、それをある意味でモデルとして日本の立憲制への道を考えていた。⁽¹⁾それがプロシア型へと急旋回したのは明治十四年の政変以後といわれる。この明治十四年の政変で、大隈重信が政府から追い出されただけでなく、福沢諭吉も政府との関係を断たれた。この政変の半年後に、福沢は『時事新報』を創刊し、『帝室論』は翌一八八二年、これに掲載された。それ以外の福沢の評論についても、一八八〇年前後に、明治初期の国民国家の担い手としての人民の形成に重点をおく論調から、国民国家のまとまりを強調する論調へと変わったとされている。

本稿では、明治十四年の政変における福沢諭吉の位置について、まず、山室信一と伊藤弥彦の論文によって

概観し、福沢が『皇室論』に托した思いを明らかにする。さらに、それを踏まえて『皇室論』の内容を検討し福沢が天皇にどのような役割を期待していたか、その期待は当時の日本社会の構造を考えるとときに果たして妥当なものだったかを考える。さらに、それにも拘わらず、「天皇を機軸」とする明治憲法において、「立憲君主制」としての特性がどのように現れたかをも明らかにしたい。

一 明治十四年の政変と福沢諭吉

まず、明治十四年の政変に於ける福沢の位置について考えよう。これに関しては、政府内の藩閥にかかわる対立、役所間での対立、さらに私議憲法案作成者などと関連づけで、山室信一が『法制官僚の時代』⁽²⁾で論じている。

山室は「なぜ、自己の憲法構想を提示するに際して井上毅らは、殊更に福沢と交詢社の政治活動や憲法草案を弾劾しなければならなかったのであろうか。」と問い、その答えを次のように書いている。

「井上にとってフランス共和制は、へ制度化した無秩序¹としても厭うべきものであったし、イギリ
ス君主制は「其名王政、而其于実不²外³于共和制」。民主共和制也……而国王徒擁⁴虚器也耳」すなわち
偽装されたる共和制 disguised Republics³ として、忽卒には模範としがたい国であった。」

井上には「コンスチチュション」は君民同治のものという理解もあって、ドイツ型憲政がよいと必ずしも思っ

ていたわけではないが、「政府内外の理論動向や自由民権運動の趨勢への対抗」のために選択を余儀なくされたとする。しかしと、山室は続ける。「ひとたび選び取った以上、その奉持するものを掲げて反攻に転じないかぎり」これを実現することは不可能であったと。そのために、彼は伊藤博文、岩倉具視に働きかけさらに井上馨を説得して、イギリスの政体は実際にはアメリカのそれより共和政体に近く、それを知らずに福沢を含めて世の識者達がイギリス流のコンスチテューショナル・モナーキーを支持しているのはおかしい。早くドイツ法に習うべきだと手紙を書かせ、ようやく、プロシア型を模範にし、そのような憲法の起草を伊藤博文に担当させるというお膳立てを整えたのだとする。

福沢諭吉がこのように井上毅から目の敵にされた理由を、「統治」の側から見た「人心」把握の問題として論じたのが、伊藤弥彦『維新と人心』⁽⁴⁾である。以下、伊藤弥彦によりながら、十四年の政変において井上が何をしようとしたか、福沢がどのように対応したかを見よう。

周知のように『文明論之概略』において福沢諭吉は、「衆論は必ずしも人の数に由らず、知力の分量に由りて強弱あり」「人々に智力ありと雖も習慣に由て、これを結合せざれば衆論の体裁を成さず」と述べて「衆論」のあり方を問題としている。ネーション＝ステートの形成を可能とする「衆論」はまた、「多事争論」の世界の中での智徳の進歩によってもたらされるものでもある。これに対し、明治政府の最重要施策の中心にいた能吏井上毅もまた、伊藤弥彦によると、「人心」の教導に心を砕いていたという。「衆論」＝「人心」をめぐって、野にある福沢と政府の要人井上とが、それを自分の側に付けようとしのぎを削っていたことになる。しかも、井上は福沢の影響力を次のようにいっほほど警戒していた。すなわち、「福沢ノ交詢社ハ、即チ今日全国ノ多数ヲ牢絡シ、政党ヲ約束スル最大ノ器械ニ有之、其勢力ハ無形ノ間ニ行ハレ、冥々ノ中ニ二人ノ脳漿ヲ泡醸セシ

ム。其主唱者八十万ノ精兵ヲ引テ無人ノ野ニ行クニ均シ⁽⁵⁾。したがって、一日も早くそれを絶つことが、民権運動を押さえるための絶対的な条件だと井上は考えたのである。「国会開設の大勅」末尾の言葉はそのことを示す。「若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ争ヒ事変ヲ煽シ、国安ヲ害スル者アラハ、処スルニ国典ヲ以テスヘシ」。政府は明治十四年の政変を利用して、福沢と民権運動を一刀両断の下に切り捨てたと、伊藤弥彦は結論する。

官報発行のため求められて政府に協力しようとした途端大隈とセツトで追い出された福沢には、政府側の体制・スタンスが見えてなかったといわれる。再度新聞による人心啓蒙の体制を整えようと、福沢は民間と政府が協力して国民国家を建てあげるべきことを説き始めた。既に府県会の開設の頃から、民権運動が政府転覆を謀る危険を見て取っていた福沢は、民権派支援から退き、むしろ民権派に政府への協力を求めるようになった。とはいうものの、全くの政府擁護にまわったわけではもちろんない。伊藤弥彦は「官民調和論」と『学問のすすめ』を比較し、福沢が一貫して、「政府を人民の一部から構成する同源のもの」で、「政府と人民が相持ちで」国民国家を構成すると考えていたとする。ただ、初期の『学問のすすめ』では権力の相互抑制を、この時期の「官民調和論」では、「相共に」「相互に敬して各その分を尽くす」べしと協力的分担を説いたのであって、民の持ち分を不要としているのではない。それだけではなく、官民調和論においても、「政治の他は都て人民の事なれば」と、「市民社会的領域」の存在を認め、「政府は之に干渉し妨げを為す可らず」とその独立性を説いている。このように、福沢の議論の一貫性をまとめている。⁽⁶⁾

民権運動は、明治十四年の政変終結後も、一〇年後の国会開設に向けて政党を結成するなど引き続き盛んであった。これに対抗して、八二年三月には、福地桜痴（東京日日新聞）、丸山作楽（明治日報）、水野寅次郎（東洋新報）を中心に立憲帝政党が政府の庇護のもとに結成された。その綱領には、国体の保守、国権の拡張、

漸進主義が盛られていた。「天皇への忠愛心」に訴えて、民権派を押さえ込もうとする政府の策動は明らかであった。もとより、明治十四年の政変での井上の意図は反対勢力の政府からの追放だけではなかった。伊藤は次のようにもいう、「毅は「憲法」と「国会」との二範疇の間隙にくさびを打ち込むことであった。……一方で「国会」によって人民の名目的参政権を保証しながら他方で（プロシア風）「憲法」によって国会自体の自身を空虚化して、実質的参政権を制限したのである」⁽⁷⁾。

一一 『帝室論』の内容紹介とそのねらい

皇室の権威を背景に民権派の言論封じを謀る右に述べたような政府の動向に敏感に反応して、福沢が執筆したのが『帝室論』である。一八八二年四月二六日から五月一日まで二二回にわたって時事新報社説として発表され、同月さらに単行本として『帝室論』は刊行された。

冒頭の「帝室は政治社外のものなり」という文章に帝室論の中心的な主張がもられている。これに「苟も日本国に居て政治を談じ政治に関する者は、其主義に於て帝室の尊嚴と其神聖とを乱用すべからずとの事は、我が輩の持論にして」と続き、「政治社外」を説く意味が、政治論争に持ち込むなという意味だとわかる。なかならず、「帝政党」が天皇に名を借りて民党をけ落とす行為が「帝室の尊嚴」を犯すと、その危険性を警告するくだりを読めば、福沢が敢えて「帝室の尊嚴と神聖」を説いて、帝室を政治の平面から切り離そうとする意図がはっきりと読み取れる。帝室を「政治社外」へ出して「多事争論」の社会を確保する、それが福沢の「帝室論」執筆のねらいであったと伊藤藤弥彦も分析するとおりである。

しかし、福沢はここで止まらず、さらに一步踏み込んでいう、「人或は我帝室の政治社外に在るを見て、虚器を擁するものなりと疑ふ者なきを期す可からずと雖も……帝室は直接に万機に当たらずして、万機を統べ給ふ者なり」⁽⁹⁾。「虚器を擁する」とはイギリス型立憲君主制における国王の役割を批判する言葉である。国権論争が新聞を賑わした頃、イギリスの国王は法律制定権を議会に譲渡してしまっている以上国王が主権を持っているとはいえない、その意味で君主は主権者といわれながら、その実「虚器」を戴いているに過ぎないといわれていた。井上毅の福沢批判の最重要点がここにあつたことも既に述べた。福沢は、官民調和論では触れなかつたこの批判を意識して、反論している。帝室を「政治社外」に置くというのは帝室を「万機を統べ、*regis*」、「*but not govern*」位置に置いて、国家全体での最高の役割を与えるというのである。ではその場合、天皇と国会とはどのような関係になるのだろうか。福沢の述べるところを聞こう。

「国会爰に開設するも、其の国会なる者は民選議員の集る処にして、その議員が国民に対しては恩徳もなく武威もなし。国法を議決して其白文を民間に頒布すればとて、国会議員の恩威、並行はる可きとも思はず、また行はる可き事理に非ざればなり」⁽¹⁰⁾。

国会のなす事には特別の重みはないというようである。『学問のすすめ』においては、福沢は国会議員を主人たる国民から仕事の委託を受ける者としていた。従つて、もちろん彼らに武威も恩徳もない。しかし、この場合は自己立法としての国法の性格付けの故に、法は「遵法」されるべきものとされていた。いってみれば国民の「主人」としての自覚故に、法は尊ばれるべきものであつた。ところが、今や国法と国会の威信が低下し、

その分天皇の威信が上昇している。

「国会の政府は二様の政党相争ふて、火の如く、水の如く、盛夏の如く、嚴冬の如くならんと雖ども、帝室は独り万年の春にして、人民これを仰げば悠然として和氣を催ふす可し。国会の政府より頒布する法令は其冷なること水の如く、其情の薄きこと紙の如くなりと雖ども、帝室の恩沢は其甘きこと飴の如くして、人民これを仰げば以て其愠りを解く可し。何れも皆、政治社外に在るにあらざれば、行はるる可からざる事なり。西洋の一学士、帝王の尊嚴力を論じて、これを一国の緩和力と表したる者あり。意味深遠なるが如し。我国の皇学者流も、また、民権者流も……反復推究して、自ら心に發明せんことを祈る者なり」⁽¹¹⁾

この引用は、筆者に憲法制定に先だつて行われた新市長村制施行時の山県有朋の談話を思い起こさせる。地方は「宜シク政論ノ外ニ立チ、各々ソノ区域ノ中ノ画策スル所非サルヘカラス」と山県は述べていた。そうすればこそ、「春風和氣、子ヲ育シ孫ヲ長ズルノ地」を維持し、国家の基礎としての地方を固めることができる⁽¹²⁾とする。「春風和氣」とは「政論の外」にある自然な秩序を形容する言葉であることが分かる。同様に帝室も「政治社外」に出ることによつて論争のない世界を担保することができるといふのであろうか。ある意味ではそうだというのが、先に引用した伊藤弥彦の説である。帝室を社会に解放することによつて、政治社会の帝室独占を阻止した。それは、社会一般が政治的独断からの自由を得ること、「政治的」論争のない自由な世界を確保させるためであつたとする⁽¹³⁾。

どのようにして社会一般の自由を確保させることができるかというのであろうか。引き続き福沢のいうところ

を聞こう。

「抑も一国の政治は甚だ殺風景なるものにして、唯法律公布等の白文を制して之を人民に頒布し、其約束に従う者は之を赦し、従はざる者は之を罰するのみ。畢竟、形態の秩序を整理するの具にして、人の精神を制するものに非ず。⁽¹⁴⁾」

法律は「形体の秩序」すなわち人の行為、外形をコントロールするが、人の「精神」すなわち内面をコントロールすることはできない、この近代法秩序の原則を福沢はまず確認する。

「然るに人生を両断すれば、形体と精神と二様に分かれて、よく其一方を制するも、他の一方を捨る時は、制御の全きものと云う可らず。……政治は唯社会の形態を制するのみにして、未だ以て社会の衆心を収攬するに足らざるや明らかなり。⁽¹⁵⁾」

しかし、近代法秩序の原則にしたがって人の外形をコントロールしただけでは、国家統合はなし得ないと福沢は考えている。各々個人の自由に任せられている「精神」をどうするか。福沢は、雇い人が働くのは主人との間に情交があるからで、賃金と時間とは「形体の部分」にすぎず、「人を御する」のは「精神の部分」だとする。その上で、「帝室は日本人民の精神を収攬するの中心なり」というのである。各人の「精神」に「帝室」が力を与えることができるのではないか。自発的な国家への忠誠を得て、国民を作って行くためには、「帝室」

こそが重要だということになる。

「殊に我日本国民の如きは、数千年来、君臣情誼の空氣中に生々したる者なれば、精神道德の部分は、ただこの情誼の一点に依頼するに非ざれば、国の安寧を維持するの方略ある可らず。即ち帝室の大切にして至尊至重なる由縁なり。⁽¹⁶⁾」

「帝室」が重要なのは、日本国民が「數百年來、君臣情誼の空氣中に生々したる者」だからである。むろん、君臣の情誼を結んでいたのは天皇ではなく藩主であり、將軍であつたはずだが、重要なのはそれが「空氣中に生々」している、つまりそのような雰囲気、「帝室」尊崇の念として人々の中に色濃く存在すると、福沢が認めたことである。「尊皇倒幕」が可能になつたのは人々の現状に対する不満があつたからで、それがたまたま「尊皇」というシンボルに吸収されたに過ぎないと『文明論之概略』で語つていた福沢の認識が、一〇年も経たぬうちに変わったとは考えにくい。「百千年來陳腐なる皇學者流の筆法を反復開陳するのみにして、恰も一宗旨の私論に似たり」と緒言で述べたような尊皇論にであつたとき、幕末の状況の中で尊皇論がどれほどの力を持ったかを思い起こしたのであろう。尊皇論が力を持つ前に何とか手を打たねばならないと考えた福沢は、「西洋の一學士」、バジヨットの『英國憲政論』を借りて、福沢なりの帝室の社会的機能を列挙してみたのではない。⁽¹⁷⁾

周知のように、バジヨットは尊嚴的部分としての國王が、下院に於ける保守党と自由党との対立にも拘わらずイギリス國民に自國へのアイデンティティを持つことを可能にしてしていると述べ、それを可能にしている尊嚴

的部分としての国王の特徴を、ア、国民の感情に訴えることができる。イ、忠誠につながる宗教的要素。ウ、社交上の頂点にいて貴賓客をもてなす。エ、しばしば期待はずれに終わるが道徳的指導者。オ、偽装して行動する立憲君主を挙げている。福沢もまた、帝室に同じような役割を与えようと試みている。

たとえば、ア、貧しい人々の救済。そのために政府が出資することは、国民の膏血なる租税で「他の口腹を養う」ことになるので難しいが、国民全体の情に訴える時は「誰か之を拒む者あらんや」。「誰かよく此の人情の世界を支配して徳義の風俗を維持す可きや。唯帝室あるのみ」。イ、宗教的要素。「僧侶善知識の一言を以て兵刃既に接するの戦を和解したる例なきに非ず」。藩法に反した家来に割腹を命じるような時に、「君家菩提寺の老僧が仲裁に入り、あるいは命乞ひとして犯罪人を寺に引き取ることあり。何れも皆宗教によって政治社会の風浪を和したるものなり」。ウ、政府が学校教育を左右するのではなく、帝室が学校を起し、「之を帝室の学校と云はずして私立の資格を付与し、……我日本の學術をして政治の外に独立せしめるの一事に在り」あるいは、エ、我が国固有の技芸、「所謂人々家々の秘法に伝るもの」の保護奨励も「依頼して望むべきは帝室あるのみ」等である。要するに、「勲章の法を設け、年金の恩賜を施し」、あるいは特別に「拝謁」を赦すなどして

「天下翕然として一中心に集まり、榮譽の源泉に向て功名の心を生じ、我芸術を將に衰へんとしたるに挽回して、さらに發達の氣を促すのみならず、人心の帝室を慕ふに一層の熱を増して、益其尊嚴神聖を仰ぐに至る可きなり。

帝室は人心収攬の中心と為りて国民の軋轢を緩和し、海陸軍人の精神を制して其の向ふ所を知らしめ、老子節婦有功の者を賞して全国の徳風を篤くし、文を尚び士を重んずるの例を示して我日本の學問を独立

せしめ、芸術を未だ廃せざるに救ふて文明の富を増進する等、其の功徳の至大至重なること挙げて云ふ可らず。⁽¹⁸⁾」

「帝室論」それは、イギリス型憲政による多元的社会形成とその外郭としての国民国家への青写真だったのではないか。「時事新報」を舞台に、福沢も天皇を中心とするプランを持っていることを、一〇年後の国会開設と立憲制の確立に向けて訴えていたのである。しかし、「このときすでにおそく当時の明治政府は天皇制国家への道を選んでいたのであった⁽¹⁹⁾」と、官民調和論の論旨を紹介した伊藤弥彦はその項を結んでいる。「とくすでおそく」と伊藤弥彦がいうのは、井上毅がリードしたロシア型モデルに基づく憲法構想を、福沢が覆すことができなかつたという意味であろう。その理由は、福沢が描いた一般社会の元締めとしての天皇というイメージが、教育勅語以後じわじわと確実に広まった天皇制国家の天皇イメージにほとんど異なるところがないことにあるのではないか。⁽²⁰⁾

先にも述べたように、イギリス型立憲制を取り入れるということは、天皇を「君臨すれども統治せず」の位置に置くことであつた。イギリスの国王は、国家の最高位にいて、宗教的社会的役割などを通じてイギリスのアイデンティティ維持の役割りを果たすとバジヨットはいうが、イギリスの社会には各々の役割に応じた国教会、貴族社会、パブリック・スクールのような自律的制度や人間関係があり、実質的にそれらに支えられて国王は「君臨」している。これに対し、福沢のいう「天皇中心」では、それらの社会関係や制度を日本の社会に人為的に作ることを考えている。それらが人為的に作られていく以上、各々の社会領域に初めから「君臣情誼」が「空气中に生々」するように働いているのではないし、これらの社会諸領域の上に天皇がただ「君臨」する

と期待することも困難であろう。政治外の社会は各々の役割を果たすべく多元的に形成されるとしても、結局のところ、それらの社会は皇室に一元的に収攬され、天皇制国家に絡めとられる他なかったのではないか。このように考えると、福沢が政治力のない「虚器」としての天皇を擁することによって「文明」に資する多元的社会を作るというのは、日本では実り得ない願いだったといわざるを得ない。「reign but not govern」を旨とする天皇は、「govern with reign」「統治す、君臨以て」に利用される他なかったのである。

三 明治憲政史における立憲君主制の意味

では、プロシア型モデルによる憲法制定へと着々と歴史が進展していく中で、「君臨すれども統治せず」というイギリス型立憲君主制は、明治憲政史に全く影響を与えなかったのだろうか。憲法制定の中心人物伊藤博文の構想を顧みて本稿を閉じようと思う。

岩倉綱領を発表して憲法策定の方向をプロシア型に定めた政府は伊藤博文をヨーロッパに派遣した。伊藤はヨーロッパ諸国を歴訪して統治の実際について学んだが、彼が一番影響を受けたのはシュタインの講義であった。他方、井上毅は日本にとどまり、日本の天皇統治の形をどのように立憲体制に組み入れていくかについて、お雇い外人ロエスレルから学んでいた。この二人に金子堅太郎と伊東巳代治を加えた四人は、一八八七年五月ころから憲法草案の検討に入った。井上毅の二つの案とロエスレルの案が原案として用いられたとされている。一八八八年春に憲法草案が固まると、枢密院での審議を経て一八八九年二月大日本帝国憲法が發布された。このようにして制定された憲法について、天皇統治のあり方と国会、内閣の位置につき、いくつかの点を確認し

ておこう。

まず、天皇についてである。

第一条は、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」である。この条文に対してロエスレルは、ヨーロッパの歴史に鑑みても、日本でも「今後幾百年ノ後マテ皇統ノ連綿タルヘキヤハ何人モ予知シ能ハサル所」であるから、そのような「漠然タル文字ヲ憲法ノ主条ニ置」いて世の論難を招くのは得策でないと反対した。⁽²¹⁾しかし、この意見は取り入れられなかった。

第三条の「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」はどうであろうか。ロエスレルの案では「天皇ハ神聖ニシテ犯スベカラサル帝国ノ主権者ナリ。天皇ハ一切ノ国権ヲ総覽シ此憲法ニ於テ款定シタル規定ニ従ヒ之ヲ施行ス」⁽²²⁾とある。井上毅の試草甲乙案には、天皇は「大政」もしくは「国権」を総覽しとあり、「天皇ハ神聖ニシテ犯スベカラサル」という句はなかった。⁽²³⁾何度かの検討の末、「十月草案」では、「天皇ハ国ノ元首ニシテ一切ノ政権ヲ総覽シ此ノ憲法ニ依リ之ヲ施行ス」「天皇ノ体ハ神聖ニシテ犯スヘカラズ」の二つの条文に分かれた。⁽²⁴⁾ロエスレルは主権の至高性を表す言葉として「神聖」を用いたと考えられるが、ロエスレルの意見を検討した後、「神聖」は主権の保持という機能とは分離され、法的に天皇の身体の不可侵として条項が分けられた。それが明治憲法では、物理的に存在を表す「体」が省かれ「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」となった。天皇という存在そのものが神聖とされたわけで、「現人神天皇」という発想もこの延長上に可能となったのではないか。

第四条「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総覽シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」の天皇主権をめぐる表現はどうか。これについては、枢密院での審議の時に「憲法ノ条規」以下の文字の削除を求める意見が出された。それに応えて「抑憲法ヲ創設シテ政治ヲ施スト云フモノハ、君主ノ大権ヲ制規ニ明記シ、其幾部分ヲ制限スル

モノナリ」という説明が伊藤からなされた。「憲法の条規により云々がなければ、立憲政治ではなく無限専制の政体となる、これにより君権の軽重は生じないという説明であった」と稲田が解説している。⁽²⁶⁾ むろん、枢密院の審議を始めるに当たって、伊藤は、天皇を機軸とするために「君権を尊重して成るべく之を束縛せざらん事を勉めたり」と述べており、四条の天皇の統治権についての条文も、そのような主旨で理解されねばならない。それはまた次に見られるように、憲法制定準備のためにヨーロッパに派遣された伊藤博文の岩倉具視に宛てた書簡にも書かれている伊藤の宿願でもあった。

「君主立憲体なれば、君位君権は立法の上に居らざる可からずと云の意なり。故に、憲法を立て立法行政の両権を並立せしめ、立法議政府、行政宰相府、恰も人体にして意想と行為あるが如くならしめざる可からずと云。」⁽²⁷⁾

この書簡で述べられている君権尊重の形体が興味を引く。「君権」が立憲政体において尊重されなければならぬからには、天皇が「頭」となって国のあらゆる機構を動かすという形ではなく、「意想」と「行為」という二つの組織を持った上で、「君主は則此両組織の上にある」という形になる。しかも当時のヨーロッパ諸国のように「邦国統治の権国会に偏倚して宰相は国会の衆寡により進退せらる」状態は望ましくない。それでは君権が削減され、政府が国会の臣僕のように、「統治の実権帰する所なきに至りては国権を拡張し民庶の幸福を保持する所以に非」ずとも述べられている。⁽²⁸⁾ 「虚器を擁する」イギリス型君主制では、後発の近代国家として、国家を引っぱっていくことができないと考えたのである。それを専制君主制でない形で考えなければならなかった。

この問題は先にも述べたように天皇の主権に関わる事柄で、特に内閣、大臣の役割と責任との関係が問題となる。事実、これらの条項は枢密院に憲法草案が諮問される前の最終段階の「二月草案」で修正された。内閣の連帯責任を定めていた文言が削除され、第五十七条「国務各大臣ハ天皇ヲ補弼シ及法律勅令其国務ニ関スル詔勅ニ副署シ其責ニ任ス」と改められた。⁽²⁹⁾ 明治憲法に於ける大臣の天皇に対する個別輔弼体制ができたことになる。個別に支えるのだから大臣の施政について内閣が連帯責任を持つこともなく、首相にそのリーダーシップもない。また、内閣全体としても個別の大臣としても、国会に対して責任を持つわけではなく、従って国会は政策の実行について行政をコントロールできないということになる。このように見ると、ここに書かれている議會・大臣と天皇の関係は、一九世紀選挙法改正前のイギリスの議會と国王の関係に似ていると思わざるを得ない。大臣は「ローヤルフェーヴァー」で選ばれ、議會は国王の諮問機関の域を出なかった。また、その時代には「王権神授説」が普及していて、臣民の国王に対する服従の義務が強調されていた。国王は虚器ではなく絶対君主だった。国王でなく議會に政治の主な舞台が移るのは、周知のように名誉革命後、特に一八八〇年代の選挙法改正以後のことである。⁽³⁰⁾ 一方で名誉革命以後のイギリス型立憲政体を頭に置きながら、他方で絶対君主型のイギリス政体に近い政治体制を作るといふ無理をしていることになる。

伊藤はこのあたりの制度的なところを察知していたのか、「二月草案」の第五十八条に初めて「枢密院ハ天皇ノ諮問ヲ応フ」を加えた。国会と政府の意思が対立した場合、天皇の聖断によって最終決定を下すのであるが、それが天皇の政治責任にはね返る可能性を伊藤は考えたのかもしれない。「国家ノ大勢国民ノ感情ヲ明察」した判断、勸告を与えうる機関の必要から枢密院を置こうとしたといわれる。⁽³¹⁾

以上、天皇の絶対主義的側面と立憲主義的側面が交叉する点にだけ焦点を当てて大日本帝国憲法について述

べたが、上述のような問題点をはらみつつ、ともかく天皇を機軸とする国家の制度を定めた憲法が起草され、枢密院で審議された。この枢密院会議に、イギリス型憲法を主張して明治十四年の政変で政府を追われた大隈重信も出席していた。彼は沈黙を通したが、憲法について、また政党内閣制について次のようにいったと伝えられる。

「一体憲法の妙は運用如何に在ることなれば、……もし政黨員にして皇帝陛下の御信任を得併せて輿望の
販する所となりたらんには、政党内閣の実を見ること難きにあらざるへし」⁽³²⁾

実際、国会開設の初期には、首相は「超然主義」を掲げたが、早くも一九〇〇年には伊藤自ら立憲政友会の総裁となり、内閣を組織することになる。大隈が密かに予期したように大日本帝国憲法のもとでも議院内閣制が行われることになった。他方、天皇も、特に日中戦争勃発後は、直接に戦局に関わる発言をして政治的混乱を来すことを避けて、「君臨すれども統治せず」の形で日本の最高位に居ることになった。そう考えると、『帝室論』に描かれた「人心を収攬する」中心としての天皇は、政治社会の中で実現されたということになる。天皇が神聖な力を帯びて政治社会外に「君臨」することによって、初めてそれが可能となったと考えると、大日本帝国憲法下のイギリス型立憲君主制は、本家本元とは全く異なった役割を果たしたというほかあるまい。

注

(1) この点に関しては、松本三之介『明治思想史―近代国家の創設から個の覚醒まで』（新曜社、一九九六年）を参照

されたい。

- (2) 山室信一『法制官僚の時代―国家の設計と知の歷程―』（木鐸社、一九八四年）特にI章三、四を参照のこと。
- (3) 同前、二六三頁。
- (4) 伊藤弥彦『維新と人心』（東京大学出版会、一九九九年）。
- (5) 伊藤博文宛井上毅書簡 一八八一・七・一二（『井上毅史料 4』四八頁）。
- (6) 同前、一七六―一七八頁。
- (7) 同前、一四二頁。
- (8) 『帝室論』と明治十四年の政変の社会政治状況との関連、『帝室論』の内容については、太田雅夫「福澤諭吉の天皇観」（『社会科学』第一号、同志社大学人文科学研究所 一九六五、三）で論じられているが、それが社会・政治的に持った意味については、行論のうちにも本稿で明らかにする。
- (9) 福沢諭吉『帝室論』（『福沢諭吉選集 第六卷』岩波書店、一九八一年）三九頁。なお、本稿での引用は同書による。
- (10) 同前、三七頁。
- (11) 同前。
- (12) 国家学会編『明治憲政経済史論』（有斐閣、一九一九年）四二八頁。
- (13) 伊藤弥彦、前掲書、一八二頁。
- (14) 『帝室論』前掲書、三六頁。
- (15) 同前。
- (16) 同前、三七頁。
- (17) 同前、六六―六七頁。パジョットにヒントを得た君主の役割については、安西敏三『福沢諭吉と自由主義―個人・自治・国体―』（慶應義塾大学出版会 二〇〇七年）第五章に詳しい。

- (18) 福沢、前掲書、六七頁。
- (19) 伊藤弥彦、前掲書、一七八頁。
- (20) 碓井岑夫は「福沢諭吉の教育論と天皇観」(『人文学報』No.82 教育学(7)、一九七二年、東京都立大学人文学部)で、「政権と学権との両立」のために「帝室」を利用するという判断は、「天皇制国家の支配原理を見通すことができなかつた」としている。なお、天皇を機軸とするために福沢諭吉、井上毅、伊藤博文が「教育」をどう用いたかについて、別途稿を改めて論じたいと考えている。
- (21) 稲田正次『明治憲法成立史』下、二四八頁。
- (22) 同前、一〇六頁。
- (23) 同前、七一頁。
- (24) 同前、二七一頁。
- (25) ロエスレルの「憲法草案修正意見」には、「天皇の国権」という字句について、「国君ハ国ノ元首ナルカ故ニ最上権(Supreme power) 則施治ノ権(power of government) を有するなり」と述べている(稲田正次、前掲書、二四九頁)。
- (26) 稲田正次、前掲書、五八八頁。
- (27) 春猷公追頌会編『伊藤博文伝』中(純正社、一九四二年)。
- (28) 同前。
- (29) 稲田正次、前掲書、三三七頁、詳しい修正過程については稲田正次、前掲書、三四四頁を参照のこと。
- (30) この推移について、拙著「国王の神性と其の世俗化をめぐる」『カルヴィニズム』24・25号(日本カルヴィニス卜協会、二〇〇六年七月)も参照されたい。また、吉岡拓が福沢の帝室論について論じた最近の論文には目を通すことが出来なかつた。
- (31) 稲田正次、前掲書、五四三～五四四頁、枢密院設置の詳しい経緯については、同書五三四頁～五五五頁参照のこと。

(32)

大隈重信が、憲法発布直後、改進黨系の府県会議長などに話したとされる。同前、九二六頁から再引用。尚稲田は、大隈が枢密院会議で終始沈黙していたのもこのような考えによるものと述べている。